

幼児教育・保育の無償化

令和7(2025)年 9月 発行

無償化の対象は？

- 無償化になるのは保育料のみです。（通園・送迎費・食材料費・行事費などは実費負担）
- 基本は3歳児からです。
- 認定の種類によって無償化される上限額等が異なります。
- このリーフレットは下の表の(A)(B)(C)の新1号認定・新2号認定・新3号認定の申請が対象です。

認定って何？

- 保育園や幼稚園など、教育・保育施設を利用する場合は給付認定（認定）を受ける必要があります。

1号認定

2号認定

3号認定

新1号認定

新2号認定

新3号認定

- 子どもの年齢や家庭状況により認定が異なります。
- 認定には期間があります。一度受けた認定も期間が切れていないか確認してください。
- 年度ごと、または必要に応じて現況確認書類提出の必要があります。
- 転居や離婚、祖父母等との同居など、世帯状況に変更があった場合は必ずお申し出ください。
- 認定の変更は月単位で行います。変更希望月の前月末日までに申請書の提出が必要です。

満年齢			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳		
施設の種類			クラス (4/1時点での年齢)			0歳児 クラス	1歳児 クラス	2歳児 クラス	3歳児 クラス	4歳児 クラス	5歳児 クラス
A P2参照	私立幼稚園	保育の 必要性 あり	住民税 非課税 世帯				新3号	新2号			
		住民税 課税 世帯									
		保育の必要性なし							新1号		
B P4参照	認定こども園 (幼稚園部分) 新制度移行の幼稚園	保育の 必要性 あり	住民税 非課税 世帯				1号+ 新3号	1号+ 新2号			
		住民税 課税 世帯									
		保育の必要性なし							1号		
C P5参照	認可外保育施設 事業所内保育所 ベビーシッター ファミリーサポートセンター など都道府県に届出済みの施設のみ	保育の 必要性 あり	住民税 非課税 世帯	新3号				新2号			
		住民税 課税 世帯									
		保育の必要性なし									

その他 P8参照	在 園	保育園	3号 現行通りの料金 (住民税非課税世帯は無償)	2号	2号
		地域型保育 (小規模・家庭的保育)			
		認定こども園 (保育部分)			2号
	保育所等	保育所等保留（待機）中		3号	2号
障害児通所施設				認定の手続不要	
企業主導型保育事業		従業員枠	3号 または 保育を必要とする事由を 事業所が認める場合	2号 または 保育を必要とする事由を 事業所が認める場合	
		地域枠	3号	2号	

340-8550 草加市高砂一丁目1番1号 ☎048-922-1491 草加市こども未来部保育課



無償化対象となるための（認定を受ける）手続

幼稚園を利用する場合、新1号・新2号・新3号いずれかの認定を受ける必要があります。
認定は月単位で行いますので、認定（変更）希望月の前月末日までに申請書の提出が必要です。

新1号	新2号	新3号
保育を必要とする事由 (参照 6 頁)に該当しない世帯の 年少クラス以上の子ども 及び 満3歳児入園の子ども。	預かり保育無償化を希望する場合 保育を必要とする事由 (参照 6 頁)を認める、 年少クラス以上の子ども。	
入園申込時に  ①【子育てのための施設等利用 給付認定(変更)申請書】を記入 ↓ 幼稚園に提出 ↓ 認定を受ける	入園申込時 または 預かり保育無償化を希望する月の前月末日までに  ①【子育てのための施設等利用給付認定(変更)申請書】 ② 保育を必要とする事由を証明する書類(参照 6 頁)を記入 ↓ 幼稚園(または保育課)に提出 ↓ 認定を受ける	

こんな時は変更が必要

- ・就労 ↔ 就労なし
- ・求職活動(内定) ↔ 就労
- ・育児休業 ↔ 就労(復職)
- ・転居(住所変更)
- ・世帯状況の変更(結婚・離婚・出生・同居等)
…など

変更に必要な提出書類

- ①【子育てのための施設等利用給付認定(変更)申請書】
(新2号・新3号を希望する場合)
- ② 保育を必要とする事由を証明する書類(参照 6 頁)

保育料など

保育料を 月額上限 **25,700円** まで無償化

月々の支払い

入園料

月額上限
25,700円
まで無償化

各幼稚園が設定した保育料が月額25,700円を超える場合は、超過分を幼稚園に支払います。また、保育料の差額分がある場合は、入園料の一部が無償化の対象になります。(入園料が無償化の対象になるのは入園年度のみです。)

預かり保育料

新1号認定は無償化対象外

各幼稚園が設定した料金をいったん幼稚園に支払います。新2号・新3号認定は年度末の請求後に無償化分の給付を受けられます。(参照 5 頁)

給食費

各幼稚園が設定した料金を幼稚園に支払います。減免制度対象者には市から通知します。年度末の請求後に減額免除分の給付を受けられます。(参照 3 頁)

雑費 (行事代・
バス利用代など)

すべて自己負担で幼稚園に支払います。

- ・預かり保育無償化分と給食費(副食費)免除分は **償還払い**(保護者がいったん全額支払い、あとから無償化対象額分の返却を受ける)です。

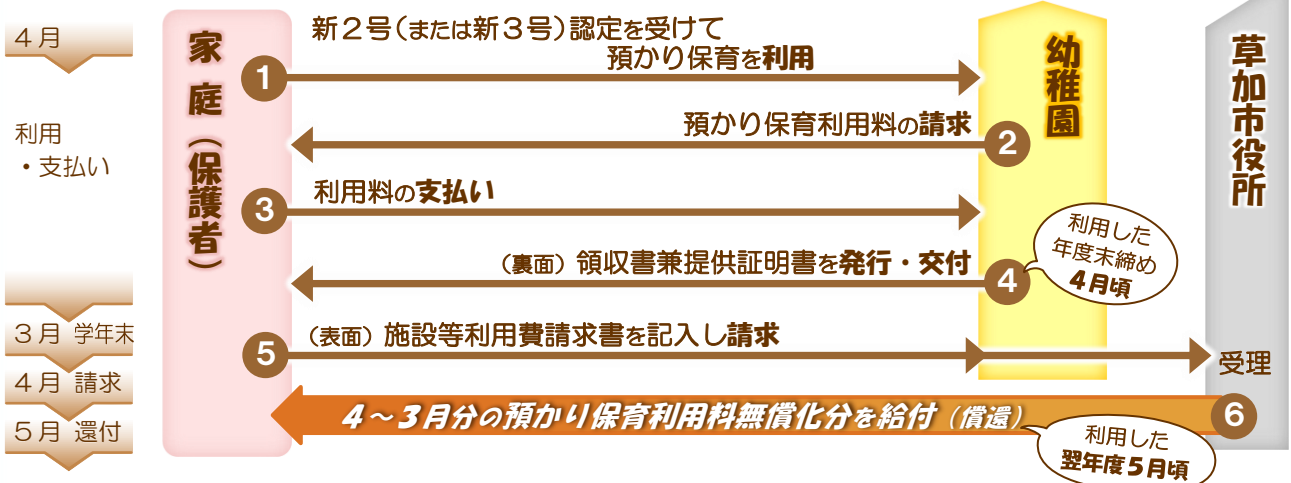
預かり保育料

1日**450円** × 月の利用日数 まで無償化

- ・新1号認定の預かり保育は無償化の対象外です。
- ・1日450円を超える預かり保育料は自己負担です。預かり保育料の設定は各園で異なりますので、ご確認ください。



利用と手続きの流れ



他の施設との併用

新2号または新3号の認定を受けた子どもが、十分な預かり保育が提供されていない（平日の保育提供時間が8時間未満または開所日数が年間200日未満の）幼稚園または認定こども園〔幼稚園部分〕・新制度移行幼稚園（別紙・施設一覧参照）と、認可外保育施設等の預かり保育を併用した場合、両方の預かり保育料が無償化の対象となります。認可外保育施設等の併用分は、幼稚園または認定こども園〔幼稚園部分〕・新制度移行幼稚園の預かり保育利用分と併せて給付します。

無償化対象額（給付額）は、**新2号認定…月額上限11,300円**・**新3号認定…月額上限16,300円**ですが、**幼稚園または認定こども園〔幼稚園部分〕・新制度移行幼稚園の預かり保育分1日450円×月の利用日数分**が優先されます。

給食費（副食費）

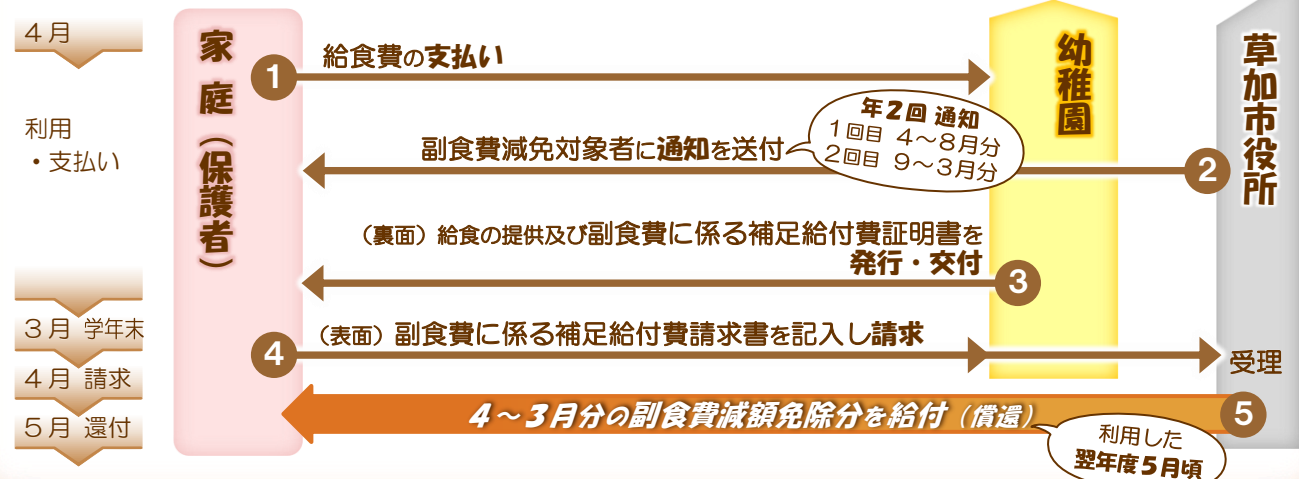
世帯状況により副食費の**減免制度**があります

- ・対象
 - ① 低所得世帯【年収360万円未満相当（父母の住民税所得割額合計77,101円未満）世帯】
父母が非課税で祖父母と同居の場合、同居祖父母の税額の高い方で算定します。
 - ② 多子世帯【小学校3年生以下の兄弟が2人以上いる子ども】
- ・副食費のうち、1日上限**245円**（月額上限**4,900円**）まで減額免除されます。
- ・副食費免除対象者であっても、必要書類（参照  頁）の提出がない場合、対象となりませんのでご注意ください。

《参考》4～8月分 前年度住民税を基に算定
9～3月分 今年度住民税を基に算定



減免手続きの流れ



無償化対象となるための（認定を受ける）手続

認定こども園（幼稚園部分）と新制度移行の幼稚園を利用する場合、入園時に全員1号の認定を受けます。さらに預かり保育無償化を希望する場合は、新2号・新3号いずれかの認定を申請してください。認定は月単位で行いますので、認定（変更）希望月の前月末日までに申請書の提出が必要です。

1号	新2号	新3号
在園児全員	預かり保育無償化を希望する場合 保育を必要とする事由（参照 6 頁）を認める、年少クラス以上の子ども。 保育を必要とする事由（参照 6 頁）を認める、満3歳児入園で住民税非課税世帯の子ども。	
入園申込時に ①【子どものための教育・保育給付認定（変更）申請書】を記入 園に提出 認定を受ける	入園申込時 または 預かり保育無償化を希望する月の前月末日までに ①【子育てのための施設等利用給付認定（変更）申請書】 ② 保育を必要とする事由を証明する書類（参照 6 頁）を記入 園（または保育課）に提出 認定を受ける	

保育料など

保育料を **全額 無償化**

月々の支払い

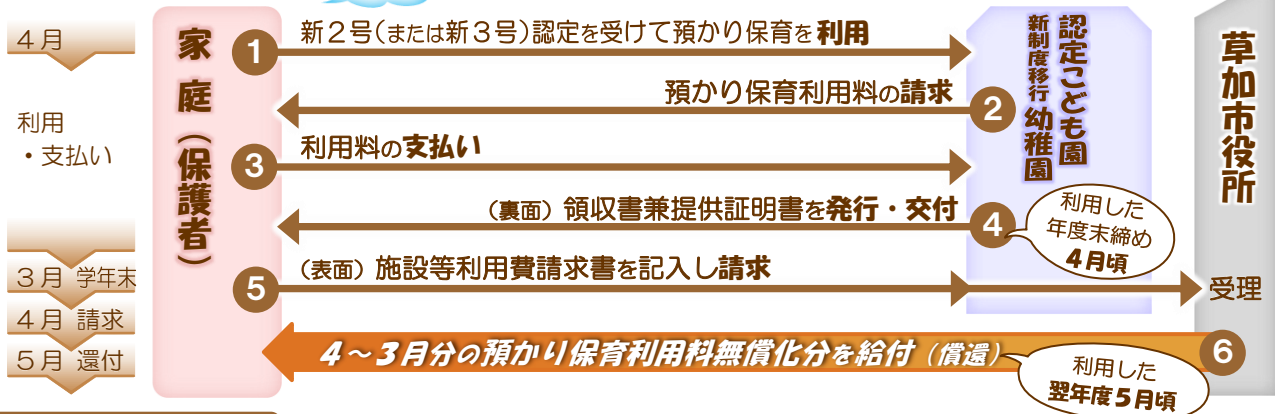
- 入園料** → すべて自己負担で園に支払います。
- 保育料** → 全額無償化です。
- 預かり保育料**
1号認定は無償化対象外 → 各園が設定した料金をいったん園に支払います。新2号・新3号認定は年度末の請求後に無償化分の給付を受けられます。**償還払い**（下記参照）
- 給食費** → 各園が設定した料金を園に支払います。減免制度対象者には市から通知します。
- 雑費（行事代・バス利用代など）** → すべて自己負担で園に支払います。

預かり保育料

1日**450円** × 月の利用日数 まで無償化

- ・1号認定の預かり保育は無償化の対象外です。
- ・1日450円を超える預かり保育料は自己負担です。預かり保育料の設定は各園で異なりますので、ご確認ください。

利用と手続きの流れ



他の施設との併用

3 頁 中央 参照

給食費（副食費）

保育所等入園案内の「1号認定の副食費の免除制度」頁 参照

無償化対象となるための（認定を受ける）手続

利用料の無償化を希望する場合は、新2号・新3号いずれかの認定を申請してください。認定は月単位で行いますので、認定（変更）希望月の前月末日までに申請書の提出が必要です。

認定を受けていなくても施設は利用できます（認定を受けていなければ自己負担です）。

新2号	新3号
保育を必要とする事由 (参照 6 頁) を認める、 3歳クラス以上の子ども。	保育を必要とする事由 (参照 6 頁) を認める、 0～2歳児クラスで 住民税非課税世帯の子ども。
施設利用を希望する月の前月末日までに ①【子育てのための施設等利用給付認定（変更）申請書】 ② 保育を必要とする事由を証明する書類（参照 6 頁）を記入 ↓ 保育課に提出 ↓ 認定を受ける	

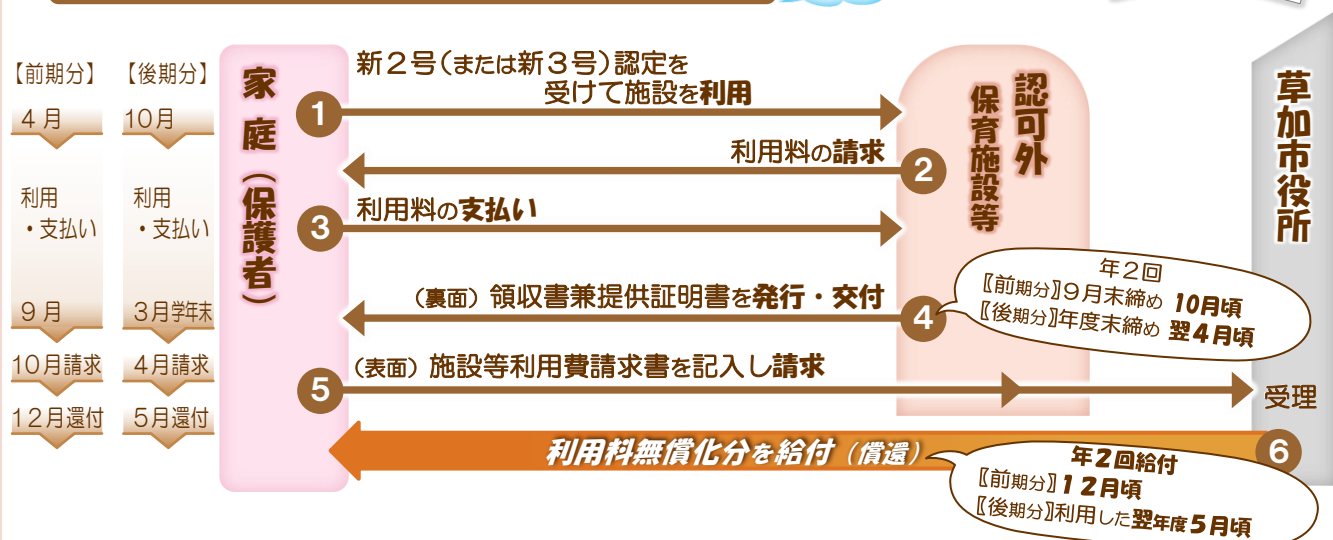
利用料（保育料）

新2号認定月額上限 **37,000** 円、新3号認定月額上限 **42,000** 円まで無償化

- ・**償還払い** 各施設が設定した料金を保護者がいったん全額支払い、後から無償化対象額分の返却を受けます。
- ・認可外施設等のみ利用の場合、前期分（4～9月利用）と後期分（10～3月利用）の年2回に分けて給付します。

利用と手続きの流れ（認可外施設等のみ利用の場合）

イメージ



他の施設との併用

幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）・新制度移行幼稚園に在園しながら、認可外保育施設等と併用する場合、在園する幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）・新制度移行幼稚園で申請し、給付を受けます。幼稚園等と併用して利用の場合、幼稚園等の預かり保育利用分と合わせて4～3月利用分を1回で給付します。

(3 頁 中央 参照)

認定（変更）申請に必要な書類について

必ず①と
あわせて提出

①全 員 … 【子育てのための施設等利用給付認定（変更）申請書（☆）】

②新2号・新3号 … 保育を必要とする事由（①～⑥）を証明する書類【原則として父母それぞれ必要】

③該 当 者 … 以下の該当者のみ必要な書類



保育を必要とする事由



（保護者の状況）

提出書類

書類は、在園の施設・保育課窓口にあります。
また、市のホームページからダウンロードもできます。

☆…草加市の書式で提出してください。

◆…勤務先で記入してもらい、提出前に記載されている内容に不備等がないか必ず確認してください。

保育を必要とする事由		提出書類
① 就 労 一月に48時間以上 居宅内外で、児童と離れて 日常の家事以外の労働をする ことを常態としていること。	外勤・内勤	◆就労証明書（☆） （不規則勤務の場合はシフト表も提出）
	自 営 中心者 （事業主）	◆就労証明書（☆） ●自営業の添付書類 右の（ア）のうち1点の写し い ず れ か 1 点
	協力者 （親族が経営して いる会社に勤務）	◆就労証明書（☆） ●自営業の添付書類 右の（イ）のうち1点の写し い ず れ か 1 点
② 求職活動 就労が内定している、又は 求職活動（起業準備を含む） を継続的にやっていること。	就労内定の方 （就労先が内定している）	◆就労証明書（☆）
	求職活動の方	●認定に関する誓約書（☆）
③ 妊娠・出産 妊娠中又は出産後間がないこと。 出産（予定）月が認定（希望）月の 前後2か月にある方。		●母子健康手帳の写し等
④ 疾病・障がい 疾病、負傷、障がい有すること。		●医師の診断書又は障害者手帳等の写し
⑤ 介護・看護 長期にわたる疾病、負傷、障がい有する親族を常時（一月に48時間以上）介護・看護していること。		●介護・看護状況申告書（☆） ●被介護・被看護者の書類 い ず れ か 1 点
⑥ 就 学 学校（職業訓練校等を含む）に 通っていること（一月に48時間以上）。		●在学証明書（学生証） ●時間割表

該当者のみ必要な書類

新2号・新3号の認定や副食費免除対象者の決定に必要となります。

母子又は 父子世帯 事実婚の方は、 母子・父子世帯に 該当しません。	【離婚】及び【未婚】 ※未婚…一度も婚姻歴がなく現在も婚姻 状態でないこと。	《下記のいずれか1点の書類を提出》 ●ひとり親家庭等医療費受給者証 ●児童扶養手当証明書 ●父又は母の戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）の離別・死別等の記載があるもの
	【離婚予定の別居】 離婚を前提に保護者が別居中で 住民票が別住所	《下記のいずれか1点の書類を提出》 ●離婚調停中であることがわかる書類 ●公正証書 ●弁護士を通して離婚手続きを進めていることを証明する書類

市外から 草加市へ転入 （予定も含む）・ 市外居住のまま 草加市の施設を利用	4～8月の認定を希望する場合で、前年1月1日時点の 住所が草加市外の方 《提出書類》 前年度市区町村民税の課税（非課税）証明書（写し可）	海外から 草加市へ転入	4～8月の認定を希望する場合で、前年1月1日時点で 海外在住の方 《提出書類》 前々年1月1日から12月31日までの収入がわかる書類
	9～3月の認定を希望する場合で、今年1月1日時点の 住所が草加市外の方 《提出書類》 今年度市区町村民税の課税（非課税）証明書（写し可）		9～3月の認定を希望する場合で、今年1月1日時点で 海外在住の方 《提出書類》 前年1月1日から12月31日までの収入がわかる書類
【市外居住のまま草加市の施設利用】の場合、課税証明書を毎年度提出する必要があります。		収入がなかった場合は保育課にご相談ください。	



- ・認定(変更)開始日は申請のあった日の翌月1日から(認定は月単位)です。
- ・認定期間の終了、認定区分の変更、保育を必要とする事由の変更等の場合、改めて認定申請書類の提出が必要です。
- ・新2号・新3号は年度末に現況確認(保育を必要とする事由継続の確認)を行います。

提出締切日 … 認定(変更)希望月の前月末日

提出場所 … 在園施設 または 保育課

保育課宛は
郵送可



提出書類の注意事項

提出書類に疑義若しくは不備等が確認された場合は、後日、再提出を依頼する場合があります。

給付認定の有効期間

(ウ)・(工)どちらか期間が短い方で認定されます。事由がなくなった場合は事由がなくなった月の末日までです。

【共通事項】

証明日が認定希望月の前月末日時点で3か月以内のものが有効。

仕事を掛け持ちしている場合は、それぞれの勤務先の就労証明書を提出してください。

(ア)

✓ 最新年分の**所得税確定申告書控え**(第一表・第二表)

✓ **開業届**(1年以内に開業の場合)

✓ **履歴事項(又は現在事項)全部証明書**

(1年以内に開業の場合)

✓ 最新年分の**源泉徴収票、支払調書、**

法人事業概況説明書 等

※農業に従事している方は、農業委員会発行の耕作証明書を提出してください。

(イ)

✓ 最新年分の**所得税確定申告書控え**(第一表・第二表)

✓ 最新年分の**源泉徴収票**

✓ 最新の**給与明細**

内定先で発行の就労証明書を提出してください。

※認定後2か月以内に月48時間以上の就労を開始し、再度就労証明書を提出すること。

認定後2か月以内に月48時間以上の就労を開始し、就労証明書を提出すること。

母の氏名と出産予定日が記載されたもの。

【医師の診断書の場合】…保育を行うことが困難であることが明記されたもの。

証明日が認定希望月の前月末日時点で3か月以内のものが有効。

【障害者手帳等の場合】…氏名や等級等が記載されている部分

✓ 医師の**診断書**(介護又は看護が必要であることが明記されたもの。証明日が認定希望月の前月末日時点で3か月以内のものが有効。)

✓ **障害者手帳**等の写し

✓ その他(**介護・看護が必要な状態がわかるもの**)

趣味・カルチャースクールは対象外。

在学期間、一週間あたりの授業時間等がわかる書類を提出してください。

(工)認定開始日から
2か月間

(ウ)満3歳の誕生日を迎えた年度末まで
又は
(工)認定開始日から
2か月間

(ウ)満3歳の誕生日を迎えた年度末まで
(工)出産予定月とその前後2か月の計5か月間

(ウ)小学校就学前まで

(ウ)満3歳の誕生日を迎えた年度末まで

(ウ)小学校就学前まで

(ウ)満3歳の誕生日を迎えた年度末まで

(ウ)小学校就学前まで

(ウ)満3歳の誕生日を迎えた年度末まで

(工)在学期間終了月の末日まで

育児休業に関して

育児休業 取得中	育児休業を取得することは、育児をする期間という目的のため、 <u>保育の必要性は認められません。</u>	幼稚園	① 子育てのための施設等利用給付認定(変更)申請書 (☆) 新1号認定の申請が必要になります。
就労等から 育児休業	新2号・新3号認定は継続できません。 新1号認定への変更申請または新2号・新3号認定の取り消しの必要があります。	幼稚園 認定こども園 認可外施設等	① 子育てのための施設等利用給付認定(変更)申請書 (☆) 新1号認定の申請が必要になります。 育児休業期間がわかる書類(◆ 就労証明書 (☆))等
育児休業 から復職	復職後に新2号・新3号認定が必要な方は、改めて申請をしてください。	幼稚園 認定こども園 認可外施設等	① 子育てのための施設等利用給付認定(変更)申請書 (☆) 復職後、就労先より発行された復職日記載の◆ 就労証明書 (☆)

《注意事項》

- ・幼稚園・認定こども園・認可外保育施設等利用者は、現況確認などで育児休業取得が判明した場合には、遡^{さかのぼ}って申請の変更または取消しをします。
- ・育児休業から復職予定で、復職日から認定を開始したい場合は、育児休業終了(予定)日の前月末日までに書類を提出してください。

※復職後は、速やかに◆**就労証明書**(☆)を提出してください。復職日から30日以内に就労証明書の提出がない場合、復職日からの認定はできません。(復職日から30日経過後に就労証明書が提出された場合、提出日の翌月からの認定になります。)



無償化対象となるための（認定を受ける）手続

入園の申込みと認定の申請は草加市役所保育課です。必要書類（【保育所等入園案内】）は保育課窓口で配布、草加市役所ホームページに掲載しています。詳しくは保育課にお問い合わせください。

2号	3号
保育を必要とする事由 （『保育所等入園案内』参照）を認める、 満3歳以上の子ども。	保育を必要とする事由 （『保育所等入園案内』参照）を認める、 満3歳未満の子ども。
入園申込時に ①【子どものための教育・保育給付認定（変更）申請書】 ② 保育を必要とする事由を証明する書類（『保育所等入園案内』参照）を記入 ↓ 保育課に提出 ↓ 認定を受ける	

利用者負担額（保育料）

※クラス…4月1日時点の年齢

- ・0～2歳児クラス※…無償化対象外（低所得世帯等に減額制度があります。詳細は『保育所等入園案内』を確認してください。）
- ・3～5歳児クラス※…保育料**全額無償化**

給食費（副食費）

- ・0～2歳児クラス※…保育料に含まれます。
- ・3～5歳児クラス※…支払金額は月額**4,900円**（低所得世帯等に免除制度があります。詳細は『保育所等入園案内』を確認してください。）

障害児通所施設

障害児通所施設（児童発達支援等の利用者負担）は無償化の対象ですが、
新たな手続きは必要ありません。

企業主導型保育事業

標準的な利用料が無償化の対象です。詳しくは利用施設にお問い合わせください。

- 無償化の対象は、3～5歳児と0～2歳児の住民税非課税世帯の児童です。
- 従業員枠**は事業者が保育の必要性を確認（認定の必要なし）します。
- 地域枠**で無償化の対象になるには、2号または3号認定が必要です。

（注1）利用や無償化に伴う保育料については、事業者と保護者の契約になります。

ただし、2号・3号認定が必要な方は事業者をとおして市に申請を行う必要があります。

（注2）入園時に「利用報告書」、退園時に「利用終了報告書」を施設または市にすぐに提出してください。

報告書の用紙は、利用施設または市のホームページにあります。

※小学校入学のため卒園する場合は、「利用終了報告書」は不要です。